

High School Human Rights

ヒューマン ライツ



(高校人権教育通信 第6号) 平成25年(2013年)8月28日

発行 長野県教育委員会教学指導課心の支援室

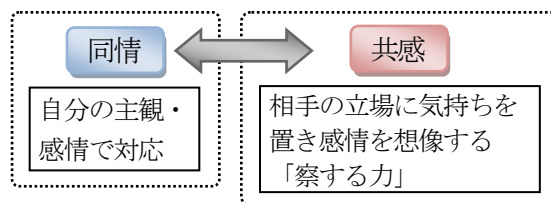
発行人 永原 経明

1 共感できる力(「共感能力」)を育てる

(1) 背景

ネット上の暴言やヘイトスピーチ(※)など、他者を非難し人権を侵害する問題が増えています。エスカレートし、命が奪われるまでに至る痛ましいケースもあります。ツイッターやLINEといったSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)が身近にある高校生は、利便性の高さと同時に、情報とそれに対する反応が瞬時に広がる環境で過ごしています。こうした中で、他者との関係に不安を感じ、「どのように人と付き合ったらよいか」悩み、対人関係能力を高めたいと願う生徒もいます。

対人関係能力の構成要素の1つに共感能力があります。共感とは「相手と自分を置き換えて相手の気持ちを感じること」で、同情とは右のように異なります。共感能力を育てることは、人権教育の目標の1つである「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」にもつながります。そこで今回は、この共感能力の育成に焦点をあてたいと思います。



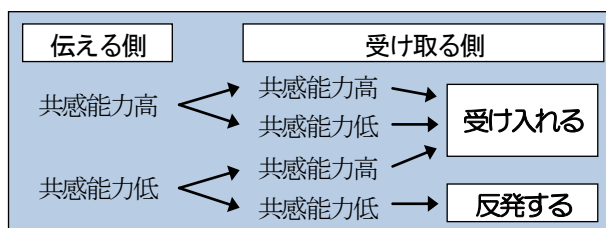
※「憎悪発言・憎悪表現」の意。人種、宗教、性別などを理由に、個人や集団をおとしめ、暴力や差別的行為を扇動・助長する言動。日本も批准している国際人権規約には「憎悪の主張は法律で禁止されるべき」という条項がある。ヨーロッパの多くの国々はヘイトスピーチを禁止する法律を制定しているが、日本は「表現の自由」との兼ね合いもあり、現時点ではヘイトスピーチを禁止する法律は制定していない。

(2) 地道な実践を積み重ねる

人権教育と生徒指導は密接に関連しています。共感できる力を育成することは、互いの大切さを認め合う受容的・共感的な人間関係の形成とともに、問題行動の未然防止にもつながる、開発的・予防的な生徒指導でもあります。しかし、共感能力は、短時間で容易に育成できるものではなく、「相手の立場に身を置いて自分がどのような心の体験をするか想像する」トレーニングを意識的に繰り返し、習慣づけることで身につけることができるものです。開発的・予防的な指導の重要性を学校・学年集団で共有し、学校全体として、日頃の地道な実践を積み重ねていくことが大切です。

(3) 実践例

共感できる力の向上は、良好なコミュニケーションの形成に大きな影響を与えます。自分の考えを相手に伝えるとき、受け取る側の立場に身を置いて、その気持ちをイメージできる、つまり、伝える側の共感能力が高ければ、伝えたいことが相手に受け入れられやすく、その逆の場合は、反発されて受け入れられにくくなります。



ここでは、SHRを利用して、新聞やテレビで報道されて話題となった出来事を取り上げ、伝え方、受け取り方と共感能力の大切さについて考えた実践例を紹介します。

あなたは、サッカー日本代表のワールドカップ出場が決まった大勢のサポーターと大喜びをしています。道路にあふれている群衆に対して警察が家路に向かうことを求める次のような放送が聞こえてきました。

A「みなさんは12番目の選手です。チームワークをお願いします。駅の方へ進んでください。目の前にいるお巡りさんも、皆さんが憎くて怖い顔をしているわけではありません。心の中ではワールドカップ出場を喜んでいます。・・・皆さん、明日も仕事です。そろそろ帰りましょう」

B「日本を応援するのであればルールを守ってください。一般の歩行者の迷惑にならないよう、駅の方へ進んでください」

1 あなたは、A・Bのコメントにそれぞれどんな印象を持ちますか。あてはまる番号に○をつけましょう。

- (1) 発信者の願いが伝わってくるので、指示に従おうと思う
- (2) 発信者の願いは伝わってくるが、反発もしたくなる
- (3) 発信者の願いは伝わってこない

Aに対して (1・2・3) 理由 _____

Bに対して (1・2・3) 理由 _____

実際のサポーターの行動には大きな違いが現われました。Aの呼びかけに対しては「群衆は混乱が少なく解散」していき、Bの呼びかけに対しては「群衆と警官の間に怒号が飛び交う」こととなりました。

2 このケースから、自分の考えを伝えるときに心がけたいことについて2つ以上記しましょう。

2で書いたことを数名の生徒に発表してもらい、発表後、聞いていた生徒に、発表者の気持ちを考えながら話を聞くことができたかたずねてみることもできます。

自他の大切さを互いに認め合えるよう、共感能力を高める実践を地道に積み重ねていきたいものです。

2 コミュニケーションツールの使い方を見直してみましょう

スマートフォン用無料通話アプリの「LINE」(ライン)が生徒たちに大人気です。このアプリを、生徒や保護者とのやり取りに使用している先生がいるという話を聞きます。LINEでは、やり取りする相手のことを「友だち」と表現しますが、私たち教員は生徒を教育する立場であり、けっして生徒や保護者と友だちではありません。利便性の高いツールですが、リスクについても考慮し、しっかりと説明責任を果たせない可能性があるならば、生徒や保護者とは個人的なやり取りはもちろん、連絡等にも利用しないほうがよいのではないかと思います。LINEによる生徒・保護者とのやり取りに係る以下の点について、是非ご確認ください。

教員は、生徒や保護者とLINEでのやり取りをしても大丈夫か？

- ① 教員自身が仕組みを理解し、安全設定をしているか
- ② 生徒にも、個人情報の流出を防ぐ等の安全設定を徹底させているか
- ③ 生徒とのやり取りに保護者の了解を得ているか
- ④ 一部の生徒や保護者のみとやり取りしていないか
- ⑤ 上記①～④等について、保護者に納得のいく説明ができるか



※「High School Human Rights」は、9月に県教委ホームページに掲載する予定ですのでご活用ください。
http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/jouhou/jinken_index.htm

残暑厳しい日が続きます。先生方、どうぞご自愛ください。

次号は、10月発行を予定しています。ご感想・ご要望をお寄せください。kokoro@pref.nagano.lg.jp